

第9回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月5日(水)午後2時00分から午後2時57分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員 (23名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 敏通 | 3番 | 松尾 健一 |
| 4番 | 牛嶋 徹也 | 5番 | 小川 哲郎 | 6番 | 角 秀次 |
| 7番 | 馬場 康浩 | | | 9番 | 中島 秀徳 |
| 10番 | 仁田原一太 | 11番 | 稲葉 初男 | 12番 | 入江 保生 |
| 13番 | 高山 和典 | 14番 | 今村 嗣範 | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫 | 17番 | 江崎 潔 | 18番 | 中村 善徳 |
| 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 | 24番 | 城後 公一 |
4. 出席最適化推進委員 (1名)
- 23番 加藤 龍一
5. 欠席委員 農業委員 (1名)
- 8番 大坪知美子
6. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
- 報告第12号 農地法施行規則第29条の規定による報告について
- 報告第13号 農地法施行規則第53条の規定による報告について
- 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
7. 農業委員会事務局職員
- 局長 松延 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 黒木支所 渡部

真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 大淵 剛 星野支所 江藤 繁徳
矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要

議 長	<p>みなさまこんにちは。梅雨が明けまして、連日のように厳しい暑さが続いております。体調管理には十分に注意をしていただきますようお願いをしておきます。本日は令和2年第9回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいます。誠にありがとうございますございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議 長 着 席 ）</p>
議 長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>ただ今の出席委員の数は農業委員 23名 であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 小川哲郎委員、6番 角秀次委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局をして案件の朗読をいたさせます。</p> <p style="text-align: center;">（案件朗読）</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告3件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>なお、今回の農業委員会総会は農業委員・最適化推進委員、全員出席で開催を予定していましたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から農業委員のみで議事を進行することに変更をいたしました。また、急遽決定いたしましたので、担当地区委員さんの説明を事務局による説明といたします。委員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>

議 長	報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。
事務局	はい、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては55件です。解約のあった土地126筆、うち田89筆、畑37筆、合計面積は209,145㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 12ページをお願いします。
議 長	議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理についての番号1番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、1番についてご説明します。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大ということで所有権移転売買による申請です。よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大ということで所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いたします。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買による申請です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	5番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、6番について説明します。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	7番について説明します。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。
議長	地元委員さん及び事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次の番号8番は、八女市農業委員会会議規則11条の議事先後の制限に計測する事案でありますので、関係人であります農業委員1番月足靖彦委員さんは席を下げてくださいようお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	8番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11条を解除します。元の席にお戻りください。 続いて番号9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、番号9番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
事務局	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、10番について説明します。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、11番について説明します。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、12番について説明します。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、13番について説明します。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大に伴う所有権移転売買の申請でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、15番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大に伴う所有権移転売買の申請でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	はい、16番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大に伴う所有権移転売買の申請でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、17番についてご説明します。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、18番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、19番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。今回の申請の譲渡人につきましては、所有者が令和元年11月に死亡し、相続人が全員相続放棄をしたことにより、相続人不在となりました。その後、家庭裁判所にて相続財産管理人として選定されたのが、譲渡人です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、20番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号21番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、21番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申

	<p>請でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号22番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、22番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の耕作不便と譲受人の耕作利便ということでの所有権移転交換の申請でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号23番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、23番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の耕作不便と譲受人の耕作利便とこのことで所有権移転交換の申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>続いて番号24番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、24番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号25番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号26番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号27番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、27番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の耕作利便と譲渡人の耕作不便ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号28番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、28番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の耕作利便と譲渡人の耕作不便による所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号29番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、29番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の耕作利便と譲渡人の耕作不便ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく願います。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号30番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、30番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の 経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請で す。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号31番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、31番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の 経営拡大と譲渡人の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申 請です。3条の申請だけでは、下限面積である40aを満たしません が、議案書の50ページの議案第38号の135番で、譲受人が93 1㎡の利用権設定を行うため、それを合わせますと下限面積を満たし ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号32番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、32番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 20ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての、34ページの66番は農業委員7番馬場康浩委員さん、40ページの88番および41ページの89番は農業委員19番 茅島澄雄委員さんに八女市農業委員会会議規則11条の議事参与の制限を適用しますので、両委員さんは席を下げていただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対し決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転が4件出ております。番号1番、（議案書朗読）売買により所有権移転されるものです。番号2番、（議案書朗読）売買により所有権移転されるものです。番号3番、（議案書朗読）売買により所有権移転されるものです。番号4番、（議案書朗読）売買により所有権移転されるものです。</p> <p>続きまして、22ページから54ページまでが利用権設定の各筆明細となっています。期間は1年から20年まで。件数は新規・再設定</p>

議 長	<p>合わせて157件、利用権設定する土地382筆、合計面積467,744.13㎡です。以上、審議方、よろしくお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。関係する委員さんの11条を解除します。元の席にお戻りください。 55ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第12号 農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番について説明いたします。申請地の場所は、八女市役所星野支所より県道浮羽石川内線を東に500mほど進んだ北側にある農地になります。(議案書朗読) 農業用倉庫及び進入路用地として利用されます。自作地で隣接農地の同意もとられてありますし、排水は雨水のみで自然流下となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、2番について説明いたします。申請地の場所は、八女市役所星野支所より県道八女香春線を西に5kmほど進んだ旧星野小学校跡の北側にある農地になります。(議案書朗読) 農業用倉庫及び進入路用地として利用されます。自作地で隣接農地の同意もとられてありますし、排水は雨水のみで自然流下となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

	<p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>56ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第13号 農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明いたします。申請地は、立花町北山、大倉谷公民館から市道折切下大倉線を南西に1kmほど進んだ右側の農地になります。（議案書朗読）携帯電話無線基地局用地とされるものです。自作地であり、隣接農地の同意もとれております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市今福地区内の農地になります。（議案書朗読）楽天モバイルの携帯電話基地局されるものです。自作地であり、隣接農地の同意もとれております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>57ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市本のミニストップ八女の本店から宅間田線を西側へ400mほど進んだ北側の隣接する農地です。農地の区分は、第1種農地と判断します。</p>

事務局	<p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。（議案書朗読）貸駐車場用地とする申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。7月27日に現地調査を行った結果、雨水については北側水路に排水される計画であり、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2番についてご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、第1種農地および第3種農地申のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。申請地は、上陽町打越の県道田主丸黒木線から市道打越東西線に入り、西に約80mほど進んだところの農地になります。（議案書朗読）申請人が令和元年8月の豪雨災害で自宅が被災したため、申請地に専用住宅を建築される計画の申請です。隣接農地は申請人の所有地であります。引き続きまして、現地調査について説明いたします。7月21日に農業委員・推進委員と現地調査を行いました。現地調査の結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、申請地北側の市道側溝に排水されます。雨水については自然流下となっております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、3番についてご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。申請地は、黒木町田本地区の国道442号線沿い、有限会社橋村住設に隣接する南側の農地です。(議案書朗読) この土地を資材置場、駐車場とされる申請です。隣接農地の同意もあります。引き続き、現地調査について説明いたします。7月27日に現地調査を行った結果、雨水については排水路および溜め枡を設置され、南側水路に排水される予定です。水利の承諾も得られています。以上よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 58ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市立野にありますJA福岡八女西支店の北側の道路を東へ約200mほど進んだ北側に隣接する農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であります。第3種農地と判断します。(議案書朗読)専用住宅用地として30年間の使用貸借し、一戸住宅を建築する計画でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。7月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水については自然流下</p>

事務局	で、特段問題はないと確認しております。以上でございます。よろしく お願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでし た。 (閉会宣言 2時57分) 令和2年8月5日 議 長 5 番 6 番